



平成 30 年 5 月 11 日

各 位

会 社 名 株式会社三栄コーポレーション  
代表者名 代表取締役社長 小林 敬幸  
(JASDAQ・コード 8119)  
問合せ先 総務部長 佐藤 友晴  
(TEL 03-3847-3500)

### 特定譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 5 月 11 日開催の取締役会において、取締役の報酬制度の見直しを行い、現行の「株式報酬型ストックオプション制度」に代えて、取締役に対する中長期的インセンティブとして、特定譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)の導入を決議し、本制度に関する議案を平成 30 年 6 月 28 日開催予定の第 69 回定時株主総会(以下「本株主総会」といいます。)に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 本制度の導入目的等

##### (1)本制度の導入目的

本制度は、当社の取締役(監査等委員である取締役を含む。以下「対象取締役」といいます。)に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした制度です。

##### (2)本制度の導入条件

本制度は、対象取締役に対して特定譲渡制限付株式の交付のために金銭債権を報酬として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会において、かかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。なお、平成 27 年 6 月 26 日開催の第 66 回定時株主総会において、当社の監査等委員でない取締役の報酬額は年額 2 億円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。)、当社の監査等委員である取締役の報酬額は年額 4 千万円以内とすること、また、当該金銭報酬とは別枠で、平成 27 年 6 月 26 日開催の第 66 回定時株主総会において、監査等委員でない取締役に対する報酬等として年額 2 千 5 百万円の範囲内、平成 29 年 6 月 29 日開催の第 68 回定時株主総会において、監査等委員である取締役に対する報酬等として年額 1 千万円の範囲内でストックオプションとして新株予約権を発行することにつき、ご承認をいただいておりますが、本株主総会では、本制度を新たに導入し、上記の各報酬枠とは別枠で、対象取締役に対し、新たに特定譲渡制限付株式の交付のための報酬を支給することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

従って、本制度の導入について、本株主総会でご承認いただいた場合、現行の株式報酬型ストックオプション制度を廃止し、以後、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の発行は行わない予定です。

## 2. 本制度の概要

本制度は、対象取締役に対し、原則として毎事業年度、特定譲渡制限付株式の交付を受けるために当社の取締役会決議に基づき金銭報酬債権を付与し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として会社に現物出資させることで、対象取締役に、当社の普通株式を発行または処分し、これを保有させるものです。

本制度に基づいて対象取締役に対して支給する特別報酬に基づく金銭報酬債権の総額は、監査等委員でない取締役は年額2千5百万円以内、監査等委員である取締役は年額1千万円以内とします。また、各事業年度に係る当社定時株主総会開催日から1年以内に交付する特定譲渡制限付株式の総数は、年額2千5百万円あるいは年額1千万円の範囲内で対象取締役に対して付与する金銭報酬債権の総額を定め、これを当社取締役会における特定譲渡制限付株式の交付決議日の前営業日における東京証券取引所のJASDAQ市場における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)で除して得られた株式数を上限とします。各対象取締役への具体的な交付時期および交付数については、監査等委員でない取締役については取締役会の決議、監査等委員である取締役については監査等委員である取締役の協議により決定するものとします。

なお、本制度による特定譲渡制限付株式の交付(当社の普通株式の新たな発行または処分)に当たっては、当社と対象取締役との間で特定譲渡制限付株式交付契約(以下「本交付契約」といいます。)を締結するものとし、その内容として次の事項が含まれることといたします。

- ①対象取締役は、当該普通株式の交付日からあらかじめ定められた一定の期間(30年間)、本交付契約により交付を受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること
- ③当社取締役会においてあらかじめ設定した譲渡制限に関する解除条件の内容等

本制度により対象取締役に交付された株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分ができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役がSMBC日興証券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

なお、本制度においては、対象取締役のほか、当社の執行役員および参与に対しても、対象取締役に対するものと同様の譲渡制限付株式の交付のための報酬を取締役会の決議により支給し、当社の普通株式を新たに発行または処分する予定です。

以上